

グループホーム フレンズハウス富木島 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フレンズハウスが開設するグループホーム フレンズハウス富木島（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者及び計画作成担当者（以下「介護従事者」という。）が、要介護状態もしくは要支援2状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、介護サービスに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態もしくは要支援2状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 グループホーム フレンズハウス富木島
- ②所在地 東海市富木島町外面13番12

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②従業者
介護従事者 9以上（常勤換算）
介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。
計画作成担当者 2名
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護計画を作成する。

(入所定員)

第5条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の定員は次のとおりとする。

18名（1ユニット目9名・2ユニット目9名）

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ①入浴（毎日）、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
 - ②日常生活動作の機能訓練（週2回）
 - ③療養上の世話
 - ④健康チェック
- 2 室料は、日額1,200円を徴収する。
- 3 光熱水費は、日額1,050円を徴収する。
- 4 食材料費は、日額1,050円（朝300円、昼350円、夜400円）を徴収する。

- 5 理美容代は、実費にて徴収する。
- 6 おむつ代は、実費若しくはリースとする。
- 7 医療機関（協力医療機関を除く）への受診、外出の付き添い、買い物等、利用者に対する日常生活支援は1時間につき1,000円を徴収する。（但し、1回3,000円を上限とする）
- 8 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 生活保護受給者は、室料について生活保護法に基づく住宅扶助基準額を上回らない額にて徴収する。また、光熱水費及び食材料費について生活保護法に基づく生活扶助基準額を上回らない額にて徴収する。

（非常災害対策）

第7条 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努める。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（入所に当たっての留意事項）

第9条 介護従事者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他に迷惑にならないようにする。
- ②共同の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

第10条 介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行なっているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第11条 事業所は、介護従事者等の資格向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ②継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社フレンズハウスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、平成29年11月21日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月21日から施行する。
この規程は、令和2年8月21日から施行する。
この規程は、令和3年6月1日から施行する。